

【7 釈 文】原町名主役就任につき願ひ

(宝暦十年：一七六〇)

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

一拙者儀、当年役義年番ニ相当リ、此度

三郎左衛門方より諸帳面不レ残請取、名主

役相勤申候、尤村下惣百姓少シ茂違乱

無ニ御座一候、当年中諸御用、拙者方江

被ニ仰付一被ニ下置一候ハ、難レ有仕合ニ奉レ存候、

以上

吾妻郡原町

名主 太右衛門

宝暦十年辰正月 組頭 三郎兵衛

百姓代 五郎左衛門

小倉 又 市様

小倉数右衛門様

大井 伊兵衛様

【7 読み下し文】

恐れ乍(なが)ら書付を以(もつ)て願ひ上げ奉(たてまつ)り候

一拙者儀、当年役義(やくぎ)年番に相当リ、此の度(このたび)

三郎左衛門方より諸帳面残らず請け取り、名主

役相勤め申し候、尤(もつと)も村下惣百姓少しも違乱(いらん)

御座(ござ)無く候、当年中諸御用、拙者方へ

仰せ付けられ下し置かれ候はば、有り難き仕合わせに存じ奉り候、

以上

吾妻郡原町

(一七六〇)

名主 太右衛門

宝暦十年辰正月

組頭 三郎兵衛

百姓代 五郎左衛門

小倉 又 市様

小倉数右衛門様

大井 伊兵衛様